個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ネットワークシステムデータファイル			
市の機関の名称	市長			
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	市民部市民課			
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通 の本人確認を行うため、区域内の全ての住民の情報を 保有するもの			
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5個人番号、6 住民票コード、7前記の事項の変更情報			
記録範囲	住民基本台帳に記録された住民			
記録情報の収集方法	住民記録システム			
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	□含む☑含まない			
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳法第30条の6に規定する都道府県知事			
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	名 称 ・都道府県知事 ・地方公共団体情報システム機構 所在地 ・さいたま市浦和区高砂 3-15-1 ・東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 7 階			
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	住民基本台帳法第 30 条の 35			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項 第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該 当するファイル□有 ☑無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)		
備考		_		